

大和都市計画地区計画の決定 (天理市決定)

郡山IC南地区地区計画を次のように決定する。

名 称(地区名)	郡山IC南地区地区計画
位 置	天理市南六条町元六条方109-1ほか
面 積	約 1.1 ヘクタール

区域の整備・開発・保全に関する方針

地区計画の目標	当該地は西名阪自動車道路、京奈和自動車道路、及び国道24号BP道路に近接していることから、これらの広域道路網の利便性が高い立地条件を活かし、既存流通・業務機能等の充実拡大を図るとともに、将来の社会経済の動向に順応できる高付加価値型の産業立地を推進する。
土地利用の方針	広域幹線道路網の結節点である交通利便性を活用した流通・業務機能の充実拡大を図る。また、高付加価値型の産業立地を推進する。
地区施設の整備の方針	関係法令及び県・市の開発基準に適合した緑地・調整池等を整備する。
建築物等の整備の方針	既存の流通・業務機能を基本としつつ、将来の社会経済の動向に対応した健全な都市形成を図るため建築物の用途の制限を定める。また、建築物等の高さの最高限度を制限し、垣・柵の構造及び建築物等の形態・意匠に制限を加え、景観配慮を重視したまちづくりに努める。

地区整備計画

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第二(以下「別表」という。)に基づく次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) ホテル又は旅館 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場 その他これらに類するもの (4) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (5) キャバレー、料理店、ダンスホール、ナイトクラブ、その他これらに類するもの (6) 学校 (7) 病院 (8) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (9) 工場のうち別表(り)項第三号に掲げるもの (10) 危険物の貯蔵又は処理に供するもののうち別表(り)項第四号に掲げるもの
	建築物等の高さの最高限度	20 m
	建築物の形態又は意匠の制限	建築物の外壁・屋根・広告物の色彩は、美観を損なうようなものを避ける。
	垣又は柵の構造の制限	設置する垣又は柵の構造は生け垣(景観緑地帯)とする。
区域は計画図表示のとおり		

理由： 広域幹線道路網の交通利便性が高い地域で、既存の流通・業務系施設等が将来の社会経済の動向に対応できる健全な都市形成を図るために地区計画を定める。